

愛媛県栄養塩類管理計画（案）に寄せられた意見と県の考え方

愛媛県栄養塩類管理計画（案）について、令和7年2月28日（金曜日）から令和7年3月27日（木曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、1人の方から4件の意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
第1章 計画策定の背景 1-2 現状 (1) 本県海域の水質について		
1	燧灘の溶存酸素量は調査・公開しているか。 CODを抑えても溶存酸素量が低ければ意味がないのではないか。 溶存酸素量が低いのであれば対策を講じていただきたい。	【原案のとおり】 燧灘を含む本県海域における溶存酸素量につきまして、水質汚濁防止法に基づく常時監視の一環で、毎年、調査し、結果を県HPで公表しています。 燧灘における溶存酸素量（年間平均値）は、例年、全調査地点で環境基準を上回っています。
2	燧灘の水温は調査・公開しているか。 水温上昇がノリの生産量低下の一因であると述べている論文があり、晩夏以降の高水温を解消する対策を講じていただきたい。	【原案のとおり】 燧灘を含む本県海域における水温につきまして、水質汚濁防止法に基づく常時監視の一環で、毎年、調査し、結果を県HPで公表しています。 御意見のとおり、気候変動による水温上昇がノリ養殖漁期を短縮させ、生産量低下の一因となっているとの指摘もあるため、これまで、高水温に耐性のあるノリ類作出試験を行い、本県での養殖に適したオリジナル株を作出するなど、水温上昇対策を講じています。

第3章 栄養塩類増加措置の実施		
3-1 栄養塩類増加措置の実施者、実施場所及び実施方法		
3	燧灘において、下水処理場の通年運転管理は難しいか。 沿岸の生態系が乏しいと感じている。 栄養塩類の不足状態がノリ類の漁期に関係なく解消されることを望む。	【原案のとおり】 燧灘の西条地区（ノリ養殖漁場）における下水処理施設の運転管理時期につきましては、ノリ養殖漁期のうち、特に1月～3月における栄養塩類濃度の低下が認められること、通年運転による夏季の水質環境悪化を引き起こすおそれがあることから、漁業関係者からの要請を受け、当面、ノリ養殖漁期に限定した運転管理を行うこととしています。 今後、モニタリング結果を踏まえ、適宜、計画を見直すこととしており、御意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
4	燧灘における栄養塩類増加措置の方法について、多量に発生している食害種（クロダイ、ナルトビエイ、アカエイ、カワウ）を駆除し、有機肥料に加工して散布するのは難しいか。	【原案のとおり】 栄養塩類増加措置の実施方法につきましては、「栄養塩類管理計画策定に関するガイドライン（令和4年3月環境省）」で例示されている方法の中から、効果が一定程度期待でき、かつ、その効果を定量的に把握できる「下水処理施設の季節別運転管理」を選定しています。 御意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。